

経済産業省

20190614産局第4号

令和元年7月1日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

経済産業省産業技術環境局長



産業標準化法に基づく表示制度関係事務処理要領の制定について

産業標準化法（昭和24年法律第185号。以下「法」という。）に基づく表示制度関係事務処理のうち、下記事項に係る事務は、令和元年7月1日から、別添に基づき、処理してください。

なお、平成28年6月1日付け平成28・05・26産局第1号「工業標準化法に基づく表示制度関係事務処理要領の制定について」は廃止します。

記

1. 法第35条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定による立入検査
2. 法第36条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定による表示の除去若しくは抹消又は販売の停止の命令
3. 法第74条第3項に基づく経済産業大臣の指示に基づく法第35条第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査

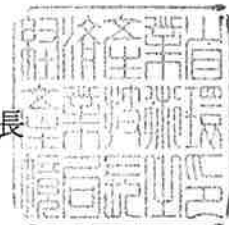
経済産業省

20190614産局第4号

令和元年7月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長 殿

経済産業省産業技術環境局長



産業標準化法に基づく表示制度関係事務処理要領の制定について

産業標準化法（昭和24年法律第185号。以下「法」という。）に基づく表示制度関係事務処理のうち、下記事項に係る事務は、令和元年7月1日から、別添に基づき、処理してください。

なお、平成28年6月1日付け平成28・05・26産局第1号「工業標準化法に基づく表示制度関係事務処理要領の制定について」は廃止します。

記

1. 法第35条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定による立入検査
2. 法第36条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定による表示の除去若しくは抹消又は販売の停止の命令
3. 法第74条第3項に基づく経済産業大臣の指示に基づく法第35条第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査

第1 検査

1. 検査実施計画に基づく検査

- (1) 各経済産業局及び沖縄総合事務局（以下「経済産業局」という。）は、年度ごとに国際標準課及び国際電気標準課が定める「検査基本方針」に基づき、別途定める様式に従って検査日程の概略等を内容とする「検査実施計画」を定め、国際標準課又は国際電気標準課が指定する日までに国際標準課又は国際電気標準課に提出する。この際、法第74条第1項に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「製品評価技術基盤機構」という。）に行わせるべきと経済産業局が判断する検査については、対象となる認証製造業者等、認証加工業者、認証電磁的記録作成事業者等及び認証役務提供事業者（以下「認証業者等」という。）の名称、認証番号、所在地等を別途定める様式に従って記載し、国際標準課又は国際電気標準課に提出する。
- (2) 経済産業局は、「検査実施計画」に基づき、検査を実施する。

2. 検査実施計画に基づかない検査

経済産業局は、以下の場合においては速やかに検査を実施する。判断が難しい場合は国際標準課又は国際電気標準課と協議する。

- (1) 認証業者等が鉱工業品（その包装、容器又は送り状を含む。）、電磁的記録関係書面（電磁的記録を記録した記録媒体又はその包装、容器若しくは送り状を含む。）、又は役務関係書面に法第30条第1項若しくは第2項、第31条第1項、第32条第1項から第3項まで又は第33条第1項に規定する表示（以下「JISマーク」という。）を付した鉱工業品、電磁的記録、又は役務（以下「鉱工業品等」という。）の規格不適合について信憑性の高い情報が寄せられた場合であって、以下のいずれかに該当する場合
- ① 安全その他の観点から、認証業者等を認証した登録認証機関と連絡をとる時間的余裕がなく、緊急の対応が必要な場合
 - ② 情報提供者が認証業者等を認証した登録認証機関への情報提供を拒む場合
 - ③ 認証業者等を認証した登録認証機関の対応が不十分な場合
 - ④ 認証業者等を認証した登録認証機関の認証業務の妥当性に疑義がある場合

- (2) 登録認証機関の認証業務が不適切であり、結果として当該登録認証機関が認証した鉱工業品等の規格不適合が疑われる信憑性の高い情報が寄せられた場合であって、認証業者等に対する検査の必要がある場合
- (3) その他法の適切な執行のため、経済産業局が必要と判断した場合及び国際標準課又は国際電気標準課が必要と認めて経済産業局若しくは製品評価技術基盤機構又は双方に指示した場合

3. 検査への立会

経済産業局職員及び製品評価技術基盤機構職員の検査技術の維持・向上の観点から国際標準課又は国際電気標準課が適当と認めた場合は、経済産業局は法第74条第1項に基づく検査に、製品評価技術基盤機構は経済産業局が行う検査に、それぞれ立ち会うことができる。ただし、立会は、検査に関する責任を伴うものではないことに留意する。

4. 検査の通知及び実施

- (1) 経済産業局及び製品評価技術基盤機構は、検査の対象となる認証業者等に対し、検査の期日、検査に当たる職員の氏名その他必要事項を別途定める様式に従って文書にし、検査時に通知する。ただし、相応の理由がある場合は、前日の終業時刻前後以降に通知することを可とする。
- (2) 検査は、原則として、別途定める「日本産業規格の表示に関する検査に当たる職員の責任、権限、資格基準等」（製品評価技術基盤機構にあっては、「独立行政法人製品評価技術基盤機構が行う日本産業規格の表示に関する検査に当たる職員の資格基準等」）に基づき、立入検査証の発給を受けている2名以上の職員で行う。
- (3) 検査は、原則として認証業者等の操業時間内に行う。ただし、検査の適切な実施のため真にやむを得ない場合は、認証業者等の了解を得た上で、操業時間外に検査を行うことを妨げない。
- (4) 検査に当たっては、以下の事項を調査する。ただし、状況に応じて一部を省略することは可とする。
 - ① 鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鉱工業品認証省令」という。）第1条、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第1条又は役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（以下「役務認証命令」という。）第1条に規定する表示事項への適合性
 - ② 鉱工業品認証省令第2条、電磁的記録認証省令第2条又は役務認証命令

第2条に規定する品質管理体制の基準への適合性

③ 「検査基本方針」に規定する事項

④ その他、認証業者等の操業の実態を把握するために必要な情報

(5) 経済産業局又は製品評価技術基盤機構は、調査終了後、別途定める「JIS表示認証事業所等検査調査書等作成細則」に従い、指摘事項確認書を作成する。作成は、必ず認証業者等の従業員のいない場で十分な時間をかけて行う。

(6) 経済産業局又は製品評価技術基盤機構は、指摘事項確認書について認証業者等に説明する。認証業者等が当該指摘事項確認書を了解した場合は、検査に当たった職員及び認証業者等の品質管理責任者等が当該指摘事項確認書に署名する。部分的に認証業者等が了解しない事項がある場合は、当該部分については評価保留事項とする。

(7) 経済産業局は、(4)①、②の適合性に疑義がある案件及び国際標準課又は国際電気標準課があらかじめ指定した案件については、検査終了後、判定を確定させるまでの間に、できるだけ早い段階で国際標準課又は国際電気標準課に連絡する。

5. 検査調査書

経済産業局又は製品評価技術基盤機構は、検査終了後に速やかに検査調査書を作成する。検査調査書は別途定める様式に従う。

製品評価技術基盤機構は、作成した検査調査書を速やかに関係する経済産業局に提出する。

第2 判定

1. 判定

(1) 経済産業局は、原則として検査終了後1ヶ月以内に、別途定める「判定会議運営細則」に基づいて判定会議を開催する。判定会議では、事案の内容を評価し、調査事項ごとの評価がすべて適合である場合を除き、別途定める「判定基準」に基づき、登録認証機関に対応させる適否について判定を行う。

(2) (1)の判定において登録認証機関に対応させることが不適当と判定した場合には、別途定める「判定基準」に基づき、国が行う対応について以下のうちいずれかの判定を行う。

① 改善指導が必要

② 法第36条第1項、第2項、第3項又は第4項に規定する処分が相当

2. 判定後の措置

- (1) 経済産業局は、1.(1)において登録認証機関に対応させることが相当との判定を行った場合は、速やかに登録認証機関に通知する。
- (2) 経済産業局は、1.(2)①の判定を行った場合は、速やかに認証業者等に必要な指導を行う。指導を行った場合は、期間を指定し、認証業者等に期間内に改善等についての報告を別途定める様式に従って書面での提出を求める。書面で改善が確認できない場合又は書面の提出が期間内になくその適切な理由がない場合は、速やかに再度検査を行う。
- (3) 経済産業局は、1.(2)②の判定を行った場合は、国際標準課又は国際電気標準課に報告の上、速やかに第3に規定する弁明の機会付与を行い、その上で、なお処分が相当と認められる場合には処分する。
- (4) 経済産業局は、法第36条第1項、第2項、第3項又は第4項に規定する処分を行った場合は、認証業者等に原則として処分から3ヶ月以内に改善等についての報告を別途定める様式に従って書面での提出を求める。なお、この期間に製造業者等の認証が取り消された場合はこの限りではない。
- (5) 経済産業局は、原則として年度終了後1ヶ月以内に、当該年度に実施した検査結果について、別途定める様式に従って国際標準課又は国際電気標準課に報告する。

第3 弁明の機会の付与

法第36条の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として弁明の機会を付与することとし、その手続きは行政手続法によるほか、以下による。なお、経済産業局が聴聞を行う必要性を認めた場合には、その決定の前に国際標準課又は国際電気標準課と協議する。

- ・ 経済産業局は、認証業者等に対し、期限を定めて弁明書を提出するよう経済産業局長名で通知する。

第4 罰則

経済産業局は、法第78条第2号又は第80条第2号の規定に係る罰則の適用が相当と思われる事案を把握した場合は、国際標準課又は国際電気標準課と

協議の上、告発等の対応をとる。

第5 細則

この要領において別途定めることとした様式及びその他この要領の実施に必要な事項については、事務連絡で定める。

第6 その他

産業技術環境局の職員が検査を行う場合は、当該要領を準用する。